



平成 21 年 3 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ナイガイ
代表者名 取締役社長 泉 潔
(コード番号：8013 東証第一部)
問合せ先 取締役管理部門担当 市原 聡
(TEL. 03-5822-3810)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 27 日開催の取締役会において、平成 21 年 4 月 23 日開催予定の第 112 回定時株主総会にて「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 取締役の定員枠につきましては、平成 18 年 4 月 27 日開催の第 109 回定時株主総会の定款改正によって「13 名以内」から「9 名以内」とご承認いただき今日に至っております。しかしながら、現在の取締役は 5 名であり、当社の現経営体制と定款記載の員数が乖離しているため、現行定款第 21 条の取締役の員数を 9 名以内より 7 名以内に変更するものであります。
- (2) 平成 16 年 6 月 9 日に公布された「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場株式は一斉に振替株式に変更されたこと(いわゆる「株券の電子化」をいいます。)から、これに対応するために、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行なうものであります。
- (3) また、本変更に係る経過的な措置を定めるため附則を設けるものです(変更案附則第 1 条及び第 2 条)。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙の通りであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 21 年 4 月 23 日 (木曜日)
定款変更の効力発生日	平成 21 年 4 月 23 日 (木曜日)

以 上

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行どおり)
(株券の発行)	
第7条 <u>本公司は、株式に係る株券を発行する。</u>	(削除)
(自己の株式の取得)	(自己の株式の取得)
第8条 本公司は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。	第7条 (現行どおり)
(単元株式数及び単元未満株式の不発行)	(単元株式数)
第9条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。 2 <u>本公司は、第7条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下、「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u>	第8条 本会社の単元株式数は、1,000株とする。 (削除)
(単元未満株式についての権利)	(単元未満株式についての権利)
第10条 本会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利	第9条 本会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
第11条～第12条 (条文省略)	第10条～第11条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第13条 本公司は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 <u>本会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。</u>	第12条 本公司は、株主名簿管理人を置く。 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3 本会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。

現行定款	変更案
第 14 条～第 20 条 (条文省略)	第 13 条～第 19 条 (現行どおり)
(員 数)	(員 数)
第 21 条 本公司は、取締役 9 名以内を置く。	第 20 条 本公司は、取締役 7 名以内を置く。
第 22 条～第 45 条 (条文省略)	第 21 条～第 44 条 (現行どおり)
(新設)	<p>附則</p> <p>第 1 条 <u>本会社の株券喪失登録簿の作成及び備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、本公司においてはこれを取扱わない。</u></p>
(新設)	<p>第 2 条 <u>前条及び本条は、平成 22 年 1 月 5 日まで有効とし、同日の経過をもって前条及び本条を削除する。</u></p>

以 上